



平成31年2月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第68号 和解金請求上告事件

(原審・神戸地方裁判所平成29年(ワ)第189号)

判 決

兵庫県

上 告 人

同訴訟代理人弁護士

吉 田 哲 也

東京都千代田区外神田三丁目12番8号

被 上 告 人

同代表者代表取締役

主 文

原判決を破棄する。

本件を神戸地方裁判所に差し戻す。

理 由

1 本件は、被上告人が、上告人に対し、継続的金銭消費貸借契約上の貸金残債務についてなされた分割返済の約定などを含む契約（以下「本件契約」という。）に基づき、残金137万5523円及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日である平成28年6月1日から支払済みまで約定の年15%の割合による約定遅延損害金の支払を求めた事案である。

本件における争点は、①本件契約が民法695条の和解契約に該当し、確定効を有するか否か、②本件契約が錯誤により無効となるか否か、③本件契約が公序良俗違反により無効となるか否か、である。

2 原審が適法に確定した事実関係は、次のとおりである。

(1) 上告人は、平成12年8月5日、貸金業者である被上告人との間で、継続的に金銭の借入と返済を繰り返す金銭消費貸借基本契約（以下「本件カードロー

ン契約」という。)を締結し、以後、借入、返済の取引をした。

(2) 被上告人と上告人は、平成21年3月2日、本件カードローン契約上の上告人の残債務について、同日時点において約定利率、遅延損害金率で算出した債務額を198万9913円とし、その返済について、次の内容の契約を締結した(本件契約)。

ア 初回返済日	平成21年3月23日
イ 毎月返済日	31日
ウ 各月返済額	5万5000円(ただし、最終回は6万4913円)
エ 特約	分割金の返済を1回分以上怠ったときは残額を一括して支払うとともに、残額に対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年15%の割合による遅延損害金を支払う。

(3) 本件カードローン契約に基づく取引につき、利息制限法所定の制限利率(以下、単に「制限利率」という。)による引き直し計算をすると、平成21年1月7日時点の残債務額は、85万0314円であった。

(4) 上告人は、本件契約に基づき、被上告人に対し、第一審判決別紙「顧客取引リスト」と題する計算書記載のとおり返済を継続し、平成28年4月21日には、1万円を支払い、同日時点の債務元金は137万5523円となった。また、本件契約によれば、その次の支払期限は同年5月31日となるところ、同日は経過した。

3 原審は、前記2の事実関係の下において、要旨次のとおり判断して、被上告人の請求を認容した第一審判決を是認し、上告人の控訴を棄却した。

(1) 民法695条にいう「争い」には、法律関係の存否・範囲又は態様に関する主張の対立に限られず、請求権の実現が不確実な場合、権利関係の存否や不安定性がある場合も含まれると解されるところ、本件契約当時、貸金業法(平成18年法律第115号による改正前の題名は貸金業の規制等に関する法律。以

下同改正の前後を通じて「貸金業法」という。) 43条1項のみなし弁済の規定の適用により、上告人の残債務額が確定していたものとはいえ、また、その後の上告人の弁済についても不安定な状況にあったというべきである。そうすると、本件契約は、そのような被上告人と上告人との間における取引を巡る紛争を早期かつ簡易に解決させるためにやめることを約した、争いを目的とするものであると認めることができる。

したがって、本件契約は民法695条の和解契約に該当し、その確定効が及ぶ。

- (2) 和解によってやめることを約した争いの目的であった事項について錯誤があったとしても、当事者は、その和解の確定効に触れる錯誤無効の主張をすることは許されないところ、上告人は、本件契約締結当時、制限利率により引き直し計算をした残債務額と、被上告人が提示した約定利率、約定遅延損害金率で算出した額との間に約100万円もの乖離があることを知らなかったということは、本件契約において争いとなっている目的の1つである残債務額についての錯誤であるから、和解の前提として争わなかった事項に関する錯誤には当たらない。
 - (3) 本件契約締結の際、被上告人は、約定利率、約定遅延損害金率で計算した残債務額を上告人に提示したが、当時、みなし弁済の規定の適用により上告人の債務額が確定していたものではなかったことなどの事情の下では、被上告人の提示額が制限利率によって引き直し計算した額よりもはるかに高額であったり、本件契約に基づく和解金支払債務の1か月毎の分割弁済額が上告人のそれまでの支払状況から見て有利なものでなかったりしたからといって、被上告人によるかかる行為が公序良俗違反になるものとはいえない。
- 4 しかしながら、原審の上記3(1)及び(2)の判断は、是認することができない。その理由は、次のとおりである。

原審の適法に確定した事実関係によれば、本件契約は、被上告人が約定利率、

約定遅延損害金率に基づいて算定した本件契約日における貸金元金198万9913円の支払義務を前提として、その分割支払いを定めるとともに、上告人が約定どおり分割支払いをした場合には、被上告人がその余の支払義務を免除するという趣旨で締結された合意であると解される。

そうすると、本件契約において、弁済すべき残債務額については、民法695条にいう「争い」の対象となっていなかったと認められる。

そして、前記確定事実によれば、本件契約当時、それまでの弁済を利息制限法に従って充当計算した場合の残元本債務は、85万0314円であったというのであるから、本件合意の前提となった残元本債務額とは大きな差があり、上告人がこのことを知っていれば、本件契約を締結するはずのなかったことは明らかである。したがって、本件契約は、その前提事実についての錯誤があり、その錯誤の内容に照らすと要素の錯誤に当たるといえるから、無効というべきである。

したがって、この点に関する原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある（なお、被上告人は、上告人が取引履歴の開示を請求せず、その確認を怠ったなどの点で、民法95条ただし書所定の重過失があるなどと主張するが、被上告人は、最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決〔民集60巻1号1頁〕によって、貸金業者がみなし弁済規定の適用を主張することが困難となった状況において、上告人に対して本件契約に係る契約書を送付して本件契約を持ちかけたことがうかがわれ、上告人は、本件契約以前に取引履歴の開示を受けたことも、弁護士等に相談したこともなかった状況において、制限利率により引き直し計算した本件カードローン契約の残債務額が、上記契約書に記載されている金額よりも大幅に少ないことを認識せず、同契約書の記載内容を信じて本件契約を締結しただけであるから、上告人に重過失があるとはいえない。）。

5 以上によれば、原審の前記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、本件カードローン契約に基づく契約関係が存続していることとなり、平成21年

1月7日時点の残債務額85万0314円を前提として、本件契約後の弁済につき利息制限法に従った弁済充当計算を行って、本件カードローン契約に基づく債務の存否及び額を確定すべきである（記録によれば、被上告人は、本件和解契約が無効とされる場合には、本件カードローン契約に基づく残債務の支払を求める意思を有していることがうかがわれる。）。したがって、これらの点につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 山下 郁夫

裁判官 杉江 佳治

裁判官 後藤 慶一郎



COPY

COPY

これは正本である。

平成31年2月1日

大阪高等裁判所第11民事部

COPY

COPY

裁判所書記官

山

穂 志 穂
印

COPY

COPY